

(2018年 10月21日改定)

パークシティ白岡ペット飼育細則

パークシティ白岡 ペット飼育細則

(目的)

第1条 この細則は、パークシティ白岡における犬、猫、小動物、小鳥、魚等の動物（以下、「ペット」という。）の飼育について、パークシティ白岡A棟、B棟、C棟使用細則第1条（6）・（7）項の規定に準じて、人とペットが共生できる、より快適な住環境の実現と維持管理を目的として、パークシティ白岡におけるペットの飼育に関する事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 居 住 者 区分所有者及び占有者並びにその家族をいう。
- 二 占 有 者 パークシティ白岡全体管理規約第1章総則第2条（定義）第四号に規定する区分所有者以外の専有部分の占有者をいう。
- 三 専 有 部 分 パークシティ白岡全体管理規約第1章総則第2条（定義）第五号に規定する専有部分をいう。
- 四 共 用 部 分 パークシティ白岡全体管理規約第1章総則第2条（定義）第六号に規定する共用部分をいう。
- 五 敷 地 パークシティ白岡全体管理規約第1章総則第2条（定義）第七号に規定する建物の敷地をいう。
- 六 専用使用部分 パークシティ白岡全体管理規約第1章総則第2条（定義）第十号に規定する専用使用部分をいう。
- 七 理 事 長 パークシティ白岡全体管理規約第5章第43条に規定する理事長をいう。
- 八 盲 導 犬 等 身体障害者補助犬法第2条で規定する、盲導犬、介助犬、聴導犬をいう。
- 九 特 定 動 物 動物愛護管理法により特定されている特定動物をいう。
- 十 特定外来生物 特定外来生物被害防止法で指定された外来生物をいう。
- 十一 抱きかかえる 動物に腕を回して落ちないように支え上げて持ち、動物の動きを制御できる状態とすること。

(飼育可能なペット)

第3条 この細則で飼育可能なペットは、下記に掲げる条件を満たすもので、かつ、他の居住者に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがないと認められるものとする。

- (1) 抱きかかえることのできる犬及び猫。抱きかかえることができる大きさとしては、成長時の体高（肩部の最高点より地上までの垂直の高さ）50cm以内、若しくは体重が10kg以内を目安とする。
- (2) 盲導犬等。
- (3) 日本盲導犬協会が定める、盲導犬の訓練を支援するパピーウォーカー制度、又は引退した盲導犬飼育ボランティア制度に該当する犬
- (4) 籠の中で飼育することのできる小動物（ウサギ、リス、ハムスター等）。

- (5) 大きな叫び声をあげる種類以外の小鳥（文鳥、セキセイインコ、カナリヤ等）。
- (6) 室内の水槽等の容器で飼う観賞用の魚等。
- (7) 毒のある爬虫類、昆虫など、他の居住者に不快感や危害を及ぼすものでないこと。
- (8) 特定動物（別表1）及び特定外来生物（別表2）に指定されていないこと。
- (9) 人やほかの動物に迷惑や危害を与えるものでないこと。
- (10) 建物、植栽、その他に損害を与えるものでないこと。
- (11) 鳴き声、悪臭など近隣の迷惑になるものでないこと。

（飼育可能なペットの数）

第4条 この細則で飼育を認められるペットの数（一の専有部分につき）は、次のとおりとする。

- (1) 犬及び猫は、2頭以内（犬と猫を飼育する場合、あわせて2頭以内）とする。
- (2) 小動物は、2籠で飼育できる範囲とする。
- (3) 小鳥は、2籠で飼育できる範囲とする。
- (4) 観賞用の魚等は、2水槽で飼育できる範囲とする。

（承認申請）

第5条 ペットの飼育を希望する者は、あらかじめ、理事長に「ペット飼育承認申請書」（別記様式第1）を提出（1頭羽につき1申請）し、書面による承認を受けなければならない。なお、観賞用の魚等の飼育の申請及び承認は不要とする。ただし、使用する水槽の水量が70リットル以上の場合は、その旨を理事長に届け出るものとする。

2 前項の承認申請の手続きには、「ペット飼育承認申請書」に「誓約書」（別記様式第2）を添付するものとする。ただし、盲導犬等の飼育を承認申請する場合、申請者は「誓約書」の添付は必要とせず、使用者証等の写しを添付するものとする。

3 盲導犬の訓練を支援するパピーウォーカー制度、又は引退した盲導犬飼育ボランティア制度に該当する犬の飼育を申請する場合、申請者は「ペット飼育承認申請書」と「誓約書」に加えて、制度の適用を証明する書類（パピーウォーカー登録申込書、引退犬飼育ボランティア飼育申込書や委託に関する書類等）の写しを添付するものとする。

（申請の承認又は不承認）

第6条 理事長は、「ペット飼育承認申請書」を受け取ったときは、この細則の規定に照らして、遅滞なく、承認又は不承認の決定をしなければならない。

2 理事長は、承認又は不承認を決定した後、遅滞なく、「ペット飼育に関する通知書」（別記様式第3）による通知をするものとする。

（登録及び更新）

第7条 ペット飼育が承認された申請者は、理事長に「ペット飼育届出書」（別記様式第4）を提出（1頭羽につき1届出）し、登録を受けるものとする。

2 前項の登録は、理事長が「ペット飼育登録簿」に届出内容を登載することにより完了するもの

とする。

- 3 ペット飼育を登録した者は、毎年一定の時期に、登録したペットの最新の状況を示し、更新の手続きをしなければならない。
- 4 前項の登録及び更新の手続きに必要な書類等は、下記に掲げるとおりとする。
 - (1) ペット飼育届出書
 - (2) 犬については、狂犬病予防接種の証明書の写し。ただし、高齢犬等で狂犬病予防接種を受けられないと獣医師が判断した場合は獣医師の証明書の写し。
 - (3) 盲導犬等については、使用者証等の写し。
 - (4) 盲導犬の訓練を支援するパピーウォーカー制度、又は引退した盲導犬飼育ボランティア制度に該当する犬については、制度の適用を証明する書類（パピーウォーカー登録申込書、引退犬飼育ボランティア飼育申込書や委託に関する書類等）の写し。

（登録料）

第8条 犬又は猫を登録する場合及び更新する場合、登録する者及び更新する者は、下記に掲げる登録料を支払うものとする。

- (1) 登録料：登録時及び更新時に、1住戸当たり 500 円
- 2 理事長は、前項の登録料を徴収後、速やかに申請者にペット飼育の標識等を交付するものとする。
- 3 登録料は、次に掲げるペットの飼育管理に要する経費に充てるものとする。
 - (1) 申請を承認した場合に交付する、標識等に要する費用
 - (2) ペット飼育に関する管理事務作業等に要する費用（管理会社に委託する場合も含む）
 - (3) その他、人とペットが共生できる快適な住環境の実現と維持管理に要する費用

（飼育の明示）

第9条 犬又は猫を飼育する者は、管理組合が発行する標識を玄関に貼付し、犬又は猫を飼育していることを明示しなければならない。

（飼育者の遵守事項）

第10条 ペットを飼育する者（以下「飼育者」という。）は、ペットを飼育管理するにあたり、エチケット・マナーを守ると共に、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 飼育は専有部分で行うこととし、ペットが共用部分等（専用使用部分を含む）に逃げ出さないよう努めること。
- (2) 敷地、共用部分等では放さないこと。
- (3) 専有部分以外で給餌、排尿、排便、ブラッシング、抜け毛の処理等をしないこと。
- (4) エレベーター、廊下、階段等の共用部分や敷地内で、万一排泄した場合は、排泄された糞尿を処理すると共に、排泄箇所を水でよく洗い流すなどの衛生的な後始末を行うこと。
- (5) 盲導犬等を除き、エレベーター、廊下、階段等の共用部分では、必ずリード（引き綱）をつけて抱きかかえること。ただし、飼育者の身体的な理由やペットの病気や怪我等の理由

により抱きかけることができない場合は、キャリーケース・バッグやペットカート等に入れて運ぶこと。また、獣医師の判断により狂犬病予防接種を受けていない高齢犬等については、他の居住者との接触がないようにキャリーケース・バッグ等に入れて運ぶこと。

- (6) エレベーターの利用に際しては、必ず、同乗者の許可を求めたうえで利用すること。
- (7) ペットを連れて建物内に入出するときは、キャリーケース・バッグやペットカート等を使用する場合を除き、サブエントランスを利用すること。
- (8) 鳴き声、体毛、臭い、その他爪とぎなどの習性で居住者、近隣住民に迷惑をかけること。
- (9) ペット及び飼育環境は常に清潔に保ち、疾病の予防、ノミ・ダニ等の害虫の発生防止等の健康管理を行うこと。
- (10) 犬は狂犬病予防法第5条に定める予防注射を受けること。また、犬、猫等には伝染病疾病の予防ワクチンの接種を受けるよう努めること。
- (11) 人又は他のペットに感染するおそれのある病気が発見されたとき、飼育者は、伝染のおそれがなくなるまで、獣医師等に預ける等の適切な措置をとること。
- (12) ペットが死亡した場合は、適切に取り扱うこと。
- (13) 体毛や羽の手入れ、爪の手入れ、水槽、籠等の清掃、汚物処理等は共用部分等（専用使用部分を含む）では行わないこと。また、専有部分で行う場合は、必ず窓を閉め、体毛や羽の飛散を防止すること。
- (14) 観賞用の魚等を飼育する場合の水槽の設置に当たっては、専用の台や水槽マットなどを使用し、強度や水平性を確保することに留意すること。また、漏水等の修繕に対する負担に備え、個人賠償責任保険等の加入に努めること。
- (15) ペットを繁殖させ販売する等、営利を目的とした飼育をしないこと。
- (16) 犬、猫には必要なしつけを行うこと。
- (17) 地震、火災等の非常災害時には、ペットを保護すると共に、ペットが他の居住者等に危害を及ぼさないよう留意すること。
- (18) その他、管理組合の総会により決議された事項及び理事会の決議・指導を遵守すること。

(居住者としての対応)

第11条 居住者は、人とペットが共生できる、より快適な住環境の実現のために、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 居住者の責任において、ペット連れの来訪者に第10条に定める事項を遵守させること。
- (2) 居住者は、外部の者から一時的にペットを預かって飼育する場合は、その旨を理事長に届け出て、本細則に則り飼育すること。
- (3) 居住者は、盲導犬等の必要性を理解し、盲導犬等の飼育者に十分配慮しなければならない。

(ペットの虐待防止)

第12条 飼育者は、「動物の愛護及び管理に関する法律」（最終改正平成26年5月30日法律第46号）及び「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」（平成14年環境省告示第37号）に基づき、ペットを虐待してはならない。

(損害賠償責任)

第13条 ペットが起こした事故、汚損、破損、傷害等は、理由の如何を問わず、当該飼育者の責任と負担において、誠意を持って処理・解決しなければならない。また、当該飼育者はその事実を管理組合に報告しなければならない。

2 飼育者は、ペットの飼育にあたり、ペットが起こした事故、汚損、破損、傷害等の負担に備え、ペット保険（ペット賠償責任特約付帯）等の加入に努めること。

(苦情受付)

第14条 居住者がペットによる迷惑行為を見かけた場合は、「苦情申立書」(別記様式第5)により、理事会に届け出ることができる。

2 苦情を受け付けた理事会は、調査を実施し、必要な措置を講ずることができる。

(違反行為への対応)

第15条 飼育者がこの細則に違反したとき、理事会は承認取り消しの手順に従って飼育者を指導等するものとし、度重なる指導等を行ったにもかかわらず問題が解決されない場合には、最終的にペット飼育の承認を取り消すことができる。その手順については、以下に掲げるとおりとする。

(1) 理事会は、違反者に対して適切な指導を行うことができる。指導には、しつけ教室やトレーナーによる訓練の受講の要請も含む。ただし、「ペット飼育承認申請書」又は「ペット飼育届出書」を理事長に提出せず飼育を開始していた場合には、違反者は、速やかに必要な手続きを行わなければならない。

(2) 理事会の指導にもかかわらず、違反者に改善が見られない場合には、理事会は当該違反者に対して「警告書」を送り、理事会への出席を求めることができる。理事会は、違反者から事情を聴取し、違反者も含めて対応措置を協議しなければならない。

(3) 理事会は、前号の協議を行ったうえで、当該違反者に改善の余地がないと判断した場合には、違反者に対して「勧告書」を送り、ペットの飼育の承認を取り消すことができる。

(飼育終了の届出)

第16条 死亡、譲り渡し等によりペットの飼育が終了したとき、飼育者は理事長に「ペット飼育終了届」(別記様式第6)を提出しなければならない。

(管理組合の義務)

第17条 管理組合は、「ペット飼育登録簿」に基づいて、パークシティ白岡内での犬、猫、小動物、小鳥の飼育状況について把握すると共に、ペットの飼育を適正に管理しなければならない。

2 管理組合は、区分所有者からペット飼育状況の問い合わせを受けた際には、個人情報に関わる部分を除いて、それに応じなければならない。

3 管理組合は、エチケット・マナーに関するガイドブック等の周知徹底や居住者から届出された苦情申立への対応結果の報告などを通して、飼育者のマナー向上に努めなければならない。

(協議事項)

第18条 この細則に定めのない事項については、理事会にて協議のうえ決議するものとする。

附 則

(細則の発効)

第1条 この細則は、平成30年11月1日から効力を発する。なお、この細則が効力を発する時点において、平成15年11月1日に施行されたパークシティ白岡動物飼育細則は廃止するものとする。

(経過措置)

第2条 この細則が効力を発する時点において、この細則の規定に該当しないペットを飼育する飼育者は、そのペット一代限りの飼育を認めるものとする。なお、その飼育方法については、他の居住者に十分配慮し、下記に掲げるもののほか、最大限の注意を払い飼育するものとする。

- (1) 盲導犬等を除き、エレベーター、廊下、階段等の共用部分で、リード（引き綱）をつけて抱きかかえることができない場合、キャリーケース・バッグやペットカート等に入れて運ぶか、又はリードを短く持ち、他の居住者との間に必ず飼育者自身が入るようにして移動すること。

(申請及び登録)

第3条 この細則の施行の日から3ヶ月以内に、飼育者は、細則第5条、第7条及び第8条に従い、理事長にペットの承認申請及び登録を行うものとする。

2 第1項の承認申請及び登録を行わなかった飼育者は、細則第15条の適用を受けるものとする。

別表1 特定動物

| ■哺乳綱 | |
|--------|--|
| 霊長目 | |
| アテリダエ科 | アロウアタ属（ホエザル属）全種 アテレス属（クモザル属）全種 ブラキユテレス属（ウーリークモザル属）全種 ラゴトリクス属（ウーリーモンキー属）全種 オレオナクス・フラヴィカウダ（ヘンディーウーリーモンキー） |
| おながざる科 | ケルコケブス属（マンガベイ属）全種 ケルコピテクス属（オナガザル属）全種 クロロケブス属全種 コロブス属全種 エリュトロケブス・パタス（パタスモンキー） ロフォケブス属全種 マカカ属（マカク属）全種（特定外来生物であるタイワンザル、カニクイザル、アカゲザルを除く。） マンドリルルス属（マンドリル属）全種 ナサリス・ラルヴァトウス（テングザル） パピオ属（ヒヒ属）全種 ピリオコロブス属（アカコロブス属）全種 プレスビュティス属（リーフモンキー属）全種 プロコロブス・ヴェルス（オリーブコロブス） ピュガトリクス属（ドゥクモンキー属）全種 リノピテクス属全種 センノピテクス属全種 シミアス・コンコロール（メンタウエーコバナテングザル） テロピテクス・ゲラダ（ゲラダヒヒ） トラキユピテクス属全種 |
| てながざる科 | てながざる科全種 |
| ひと科 | ゴリルラ属（ゴリラ属）全種 パン属（チンパンジー属）全種 ポンゴ属（オランウータン属）全種 |
| 食肉目 | |
| いぬ科 | カニス・アドゥストウス（ヨコスジジャッカル） カニス・アウレウス（キンイロジャッカル） カニス・ラトランス（コヨーテ） カニス・ルプス（オオカミ）のうちカニス・ルプス・ディンゴ（ディンゴ）及び |

| | |
|--------|--|
| | カニス・ルプス・ファミリアリス（犬）以外のもの カニス・メソメラス（セグロジャッカル） カニス・スイメンスイス（アビシニアジャッカル） クリュソキュオン・ブラキュウルス（タテガミオオカミ） クオン・アルピヌス（ドール） リュカオン・ピクトウス（リカオン） |
| くま科 | くま科全種 |
| ハイエナ科 | ハイエナ科全種 |
| ねこ科 | アキノニュクス・ユバトウス（チーター） カラカル・カラカル（カラカル） カトプマ・テンミンキイ（アジアゴールデンキャット） フェリス・カウス（ジャングルキャット） レオパルドウス・パルダリス（オセロット） レプタイルルス・セルヴァル（サーバル） リュンクス属（オオヤマネコ属）全種 ネオフェリス・ネプロサ（ウンピョウ） パンテラ属（ヒョウ属）全種 プリオナイルルス・ヴィヴェルリヌス（スナドリネコ） プロフェリス・アウラタ（アフリカゴールデンキャット） プマ属（ピューマ属）全種 ウンキア・ウンキア（ユキヒョウ） |
| 長鼻目 | |
| ぞう科 | ぞう科全種 |
| 奇蹄目 | |
| さい科 | さい科全種 |
| 偶蹄目 | |
| かば科 | かば科全種 |
| きりん科 | ギラファ・カメロパルダリス（キリン） |
| うし科 | ビソン属（バイソン属）全種 スウンケルス・カフェル（アフリカスイギュウ） |
| ■鳥綱 | |
| だちょう目 | |
| ひくいどり科 | ひくどり科全種 |
| たか目 | |
| コンドル科 | ギュンノギュプス・カリフォルニアヌス（カリフォルニアコンドル） サルコランフス・パパ（トキイロコンドル） ヴルトウル・グリュフス（コンドル） |
| たか目 | アエギュピウス・モナクス（クロハゲワシ） |

| | |
|-------------|--|
| | <p> アクイラ・アウダクス (オナガイヌワシ) アクイラ・クリュサエトス (イヌワシ) アクイラ・ファスキアタ (ボネリークマタカ) アクイラ・ニパレンシス (ソウゲンワシ) アクイラ・スピロガステル (モモジロクマタカ) アクイラ・ヴェルレアウクスィイ (コシジロイヌワシ) ギュパエトウス・バルバトウス (ヒゲワシ) ギュプス・アフリカヌス (コシジロハゲワシ) ギュプス・ルエペルリイ (マダラハゲワシ) ハリアエエトウス・アルビキルラ (オジロワシ) ハリアエエトウス・レウコケファルス (ハクトウワシ) ハリアエエトウス・ペラギクス (オオワシ) ハリアエエトウス・ヴォキフェル (サンショクウミワシ) ハルピア・ハルピュヤ (オウギワシ) ハルピュオプシス・ノヴァエグイネアエ (パプアオウギワシ) モルフヌス・グイアネンシス (ヒメオウギワシ) ニサエトウス・ニパレンシス (クマタカ) ピテコファガ・イエフェリュイ (フィリピンワシ) ポレマエトウス・ベルリコスス (ゴマバラワシ) ステファノアエトウス・コロナトウス (カンムリクマタカ) トルゴス・トラケリオトス (ミミヒダハゲワシ) </p> |
| ■爬虫綱 | |
| かめ目 | |
| かみつきがめ科 | かみつきがめ科全種 (特定外来生物であるカミツキガメを除く。) |
| とかげ目 | |
| どくとかげ科 | どくとかげ科全種 |
| おおとかげ科 | <p> ヴァラヌス・コモドエンシス (コモドオオトカゲ) ヴァラヌス・サルヴァドリイ (ハナブトオオトカゲ) </p> |
| にしきへび科 | <p> モレリア・アメティスティヌス (アメジストニシキヘビ) モレリア・キングホルニ (オーストラリアヤブニシキヘビ) ピュトン・モルルス (インドニシキヘビ) ピュトン・レティクラトウス (アミメニシキヘビ) ピュトン・セバエ (アフリカニシキヘビ) </p> |
| ボア科 | <p> ボア・コンストリクトル (ボアコンストリクター) エウネクテス・ムリヌス (オオアナコンダ) </p> |
| なみへび科 | <p> ディスフォリドゥス属 (ブームスラング属) 全種 ラブドフィス属 (ヤマカガシ属) 全種 タキュメニス属全種 </p> |

| | |
|---------|-------------------------------|
| | テロトルニス属（アフリカツルヘビ属）全種 |
| コブラ科 | コブラ科全種 |
| くさりへび科 | くさりへび科全種（特定外来生物であるタイワンハブを除く。） |
| わに目 | |
| アリゲーター科 | アリゲーター科全種 |
| クロコダイル科 | クロコダイル科全種 |
| ガビアル科 | ガビアル科全種 |

出典：環境省ホームページ（https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/sp-list.html）

※必要に応じて、環境省、埼玉県保健医療部 生活衛生課等から情報を入手し、別表 1 を更新するものとする。

別表2 特定外来生物

| 分類 | 特定外来生物 |
|-----|--|
| 哺乳類 | フクロギツネ、ハリネズミ属の全種、タイワンザル、カニクイザル、アカゲザル、タイワンザル×ニホンザル、アカゲザル×ニホンザル、ヌートリア、クリハラリス(タイワンリス)、フィンレイソンリス、タイリクモモンガ(ただし、次のものを除く。エゾモモンガ)、トウブハイイロイリス、キタリス(ただし、次のものを除く。エゾリス)、マスクラット、アライグマ、カニクイアライグマ、アメリカミンク、フイリマンゲース、ジャワマンゲース、シママンゲース、シカ属の全種(ただし、次のものを除く。ホンシュウジカ、ケラマジカ、マゲシカ、キュウシュウジカ、ツシマジカ、ヤクシカ、エオゾシカ)、ダマシカ属の全種、シフゾウ、キョン |
| 鳥類 | カナダガン、シリアカヒヨドリ、ガビチョウ、ヒゲガビチョウ、カオジロガビチョウ、カオグロガビチョウ、ソウシチョウ |
| 爬虫類 | カミツキガメ、ハナガメ(タイワンハナガメ)、ハナガメ×ニホンイシガメ、ハナガメ×ミナマイシガメ、ハナガメ×クサガメ、スウインホーキノボリトカゲ、アノリス・アルログス、アノリス・アルタケウス、アノリス・アングスティケプス、グリーンアノール、ナイトアノール、ガーマンアノール、アノリス・ホモレキス、ブラウンアノール、ミドリオオガラシ、イヌバオオガラシ、マングローブヘビ、ミナミオオガラシ、ボウシオオガラシ、タイワンスジオ、タイワンハブ |
| 両生類 | コキーコヤスガエル、ジョンストンコヤスガエル、オンシツガエル、アアジアジムグリガエル、プレーンズヒキガエル、キンイロヒキガエル、オオヒキガエル、アカボシヒキガエル、オークヒキガエル、テキサスヒキガエル、コノヒキガエル、ヘリグロヒキガエル、キューバズキガエル、ウシガエル、シロアゴガエル |
| 魚類 | ガー科の全種、ガー科に属する種間の交雑により生じた生物、オオタナゴ、コウライギギ、チャンネルキャットフィッシュ、ブラウンブルヘッド、フラットヘッドキャットフィッシュ、ヨーリッパナマズ(ヨーロッパオオナマズ)、カワカマス科の全種、カワカマス科に属する種間の交雑により生じた生物、カダヤシ、ガンブスィア・ホルプロオキ、ブルーギル、コクチバス、オオクトバス、ラウンドゴビー、ナイルパーチ、ホワイトパーチ、ストライプトバス、ホワイトバス、ストライプバス×ホワイトバス、ラッフ、ヨーロピアンパーチ、パイクパーチ、ケツギョ、コウライケツギョ |
| 昆虫類 | アカボシゴマダラ(ただし、次のものを除く。アカボシゴマダラ奄美亜種)、クビアカツヤカミキリ、アングラートゥスマルバネクワガタ、バラデバマルバネクワガタ、ギガンテウスマルベネクワガタ、カツラマルバネクワガタ、マエダマルバネクワガタ、マキシムスマルバネクワガタ、ペラルマトゥスマルバネクワガタ、サンダースマルバネクワガタ、タナカマルバネクワガタ、ウオーターハウスマルベネクワガタ、テナガコガネ属の全種(ただし、次のものを除く。ヤアンバルテナガコガネ)、クモテナガコガネ属の全種、ヒメテナガコガネ属の全種、セイヨウオオマルハナバチ、ヒアリ、アカカミアアリ、アルゼンチンアリ、コカミアリ、ツマアカスズメバチ、 |

| | |
|---------|--|
| 甲殻類 | Astacus 属の全種、ウチダザリガニ／タンカイザリガニ(シグナルクレイフィッシュ)、ラスティークレイフィッシュ、Cherax 属の全種、モクズガニ属の全種(ただし、次のものを除く。モクズガニ) |
| クモ・サソリ類 | キョクトウサソリ科の全種、Atrax 属の全種、Hadronyche 属の全種、L. reclusa、L. laeta、L. gaucho、ゴケグモ属の全種、 |
| 軟体動物等 | カワヒバリガイ属の全種、クワツガガイ、カワホトトギスガイ、ヤマヒタチオビ(オカヒタチオビ)、ニューギニアヤリガタリクウズムシ |

参考

| | |
|----|--|
| 植物 | オオキンケイギク、ミズヒマワリ、ツルヒヨドリ、オオハンゴンソウ(通称:ルドベキア、ハナガサギク、ヤエザキハンゴンソウ等)、ナルトサワギク、オオカワジシャ、ナガエツルノゲイトウ、ブラジルチドメグサ、アレチウリ、ナガエモウセンゴケ、オオフサモ、ルドウィギア・グランディフロラ(オオバナミズキンバイ等)、ビーチグラス、スパルティナ属全種、ボタンウキクサ、アゾラ・クリスタータ |
|----|--|

出典：環境省ホームページ (<https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/list.html>)

※必要に応じて、環境省等から情報を入手し、別表2を更新するものとする。

誓 約 書

年 月 日

パークシティ白岡全体管理組合
理事長 様

棟
号室 申請者氏名 _____ 印

私は、ペットを飼育することに際し、下記事項を誓約します。

記

関係法令、パークシティ白岡全体管理規約及びペット飼育細則を遵守し、他の居住者に危害・迷惑をかけないことを誓います。

万一、ペット飼育細則に違反した場合には、管理組合の総会決議及び理事会の決議・指導に従います。

以上

ペット飼育に関する通知書

年 月 日

_____棟 _____号室

_____様

パークシティ白岡全体管理組合
理事長

年 月 日に貴殿より申請のありましたペットの飼育につき、次のとおり決定しましたので、通知します。

1. 申請のとおり承認します。
2. 申請については、下記の条件により承認します。
3. 申請については、下記の理由により承認できません。

※条件・理由

ペット飼育終了届

年 月 日

パークシティ白岡全体管理組合
理事長 様

私は、ペット飼育細則第16条の規定に基づき、次のとおりペットの飼育の終了を届け
出ます。

棟
号室 申請者氏名 印

記

1. ペットの種類と性別

2. ペットの生年月日又は年齢

3. 飼育終了の理由